

インフルエンザ（疑いを含む）の出席停止の取扱いについて

これまで、お子さんがインフルエンザにかかった場合、医師の記載による治癒証明書（登校許可証明書など）を提出いただいておりますが、今後は、別紙の「インフルエンザ（疑いを含む）治癒報告書」を保護者の方が記入の上、学校に提出いただくこととなりましたので、ご理解とご協力をお願いします。下記の事項についてご留意いただきますようお願いいたします。

記

- 1 インフルエンザの感染が疑われる場合は、受診をお願いします。
- 2 インフルエンザと診断された場合は、医師に発症日をご確認ください。（高熱等の明らかな症状がないインフルエンザの場合もあるため）また、登校するに当たっての医師の診察の必要性については、主治医等の指示に従ってください。
- 3 インフルエンザに感染（疑いを含む）した場合は、法令の規定により出席停止扱いです。その間は休んでも欠席日数には含まれません。

**出席停止の期間の基準**

発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日（幼児にあつては3日）を経過するまで（解熱した後2日を経過しても、発症してから5日を経過しない場合は、出席できません。）

- 4 発症後5日を経過しても解熱していない場合は、学校へ連絡をお願いします。
- 5 別紙「治癒報告書」は、学校に取りに来ていただくか、学校のホームページからダウンロードしてご使用ください。

「発症した後5日を経過」の数え方（例）

| 曜日  | 水曜日                  | 木曜日 | 金曜日           | 土曜日        | 日曜日                   | 月曜日        | 火曜日        | 水曜日      |
|-----|----------------------|-----|---------------|------------|-----------------------|------------|------------|----------|
| 例1  | 発熱等の症状<br>発症<br>出席停止 |     | 発症後<br>2日目に解熱 |            |                       |            | 登校してもよい日   |          |
| 数え方 | 発症<br>0日目            | 1日目 | 2日目           | 3日目        | 4日目                   | 5日目        |            |          |
|     |                      |     |               | 解熱後<br>1日目 | 解熱後<br>2日目            |            |            |          |
| 例2  |                      |     |               |            | 発症後<br>4日目に解熱<br>出席停止 |            |            | 登校してもよい日 |
| 数え方 | 発症<br>0日目            | 1日目 | 2日目           | 3日目        | 4日目                   | 5日目        |            |          |
|     |                      |     |               |            |                       | 解熱後<br>1日目 | 解熱後<br>2日目 |          |